

経 済 産 業 省

20251008貿局第1号
輸出注意事項2025第25号
経済産業省貿易経済安全保障局

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約実施における附属書 I に掲げるラン科の種のうち、フラスコ栽培による苗の取扱いについて」（平成4年9月14日付け輸出注意事項4第29号）を廃止する規程を次の通り制定する。

令和7年10月15日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約実施における附属書 I に掲げるラン科の種のうち、フラスコ栽培による苗の取扱いについて」の廃止について

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約実施における附属書 I に掲げるラン科の種のうち、フラスコ栽培による苗の取扱いについて」（平成4年9月14日付け輸出注意事項4第29号）は、令和7年10月15日限りで廃止する。